

第25回理事会開催……………①
第24回理事会開催……………②
CCUS 処遇改善推進協議会加盟…②
行政の窓 建設業許可制度 Q&A…③
外国人技能者支援事業開業…④⑤
全中連トータルサポートプラン…⑥
全中連総合補償制度……………⑦
建設アスベスト法1月19日施行…⑧

外国人技能者支援事業 4月より事業開始 第25回理事会(みなし理事会)開催

第25回理事会は、まん延防止等重点措置の延長が決定されたことを受けて、急遽みなし理事会として3月22日(火)に令和4年度事業計画(案)と令和4年度の予算(案)、次期(第3期)役員となる理事・監事の選任などの議案が上程され、承認されました。

令和4年度の会議については、定時社員総会は5月27日(金)に開催し、その席上において全中連模範的な優秀技能者表彰の表彰式を実施すること、西日本ブロック会議(10月14日開催)と東日本ブロック会議(10月21日開催)の日程が決まりました。

組織拡充に関しては、2月1日付で一般社団法人建設人材支援機構(石川県)が第2種賛助会員として加入したこと、賛助会員が77社にまで増えたことが報告されました。また、令和4年度からは、北海道中小建設業福利厚生組合と三重県建設業組合が正会員として加入することが承認され、正会員数は15団体となりました。

事業の強靱化については、新有道弁護士(あたらし法律事務所:東京都新宿区四谷)が4月より顧問弁護士として就任することが報告されました。

建設キャリアアップシステムの代理登録申請については、これまでは同システムの普及を念頭に技能者登録の代理申請事務手数料を低減して登録の促進を図ってまいりましたが、一定の成果は達成したとの見解から、4月1日の新規受付より1人当たりの事務手数料を1万円に設定することが決まりました。また、国土交通省からの勧めにより建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会に加入することについても報告されました。

令和4年度の新たな事業として、3月2日に一般社団法人建設技能人材機構(JAC)の正会員加盟承認を受けたことにより4月1日から外国人技能者支援事業を開始するため、外国人技能者の受入企業負担金の収納代行業務や諸手続きなどの準備を進めていることが報告されました。

新たな保険制度として、業務中・業務外において国内外を問わず、病気またはケガにより就業不能となった場合に所得補償保険金を受取れる「全中連所得補償サポートプラン」(引受保険会社/損害保険ジャパン)について、8月1日の補償開始に向けて着実に準備を進めているとの報告がありました。また、工事補償の「全中連トータルサポートプラン」とグループ傷害保険の「全中連総合補償制度」と合わせて、より一層の周知・促進を図るために、地元からの要望があればいつでも説明会への対応が出来るよう取扱幹事代理店等との連携を整え、会員団体及び事業者単位でのWEB個別相談会も随時受け付ける態勢を構築しておりますので、ご活用ください。「全中連所得補償サポートプラン」と「全中連トータルサポートプラン」の令和4年度用のパンフレットについては5月中に刷り上がる予定です。完成次第お送りいたしますので、様々なリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、会員事業所の皆さまへのご紹介をお願いします。

令和4年度においては、労務安全等に関する啓発・教育講習、並びに職長・安全衛生責任者教育講習を推進するとともに、会員団体及び賛助会員の皆さんの要望に沿った出張説明会等の実施やホームページの一層の充実を図ることとしています。

第24回理事会(みなし理事会)開催

1月28日(金)の第24回理事会(みなし理事会)において、上程した議案、参議院議員岡田直樹氏(自由民主党)の全中連相談役就任と外国人技能者支援事業について、全理事・監事の賛成により承認されました。

■参議院議員 岡田直樹氏(自民党)について

平成20年8月より国土交通大臣政務官、平成23年10月より参議院国土交通委員長、令和元年9月より内閣官房副長官に就任するなど、重要な役職を歴任するとともに、国土交通行政に高い見識を有し、現在は参議院自民党国会対策委員長の職にあります。

全国建設工事業国民健康保険組合の相談役を務めています。

石川県金沢市出身、59歳(本紙発行時点)。



■外国人技能者支援事業について

一般社団法人建設技能人材機構(JAC)の3月開催理事会において、JACの正会員に承認されることを前提に、令和4年度より本事業を開始します。

事業開始に伴い、全国規模で対応する登録支援機関の(株)ネクストイノベーションとの業務提携を行いました。これにより特定技能外国人を受入れる企業に対して各種の支援業務と公的手続をワンストップで提供できる体制を整えました。

また、本事業を推進するに当たり事業名を外国人技能者支援事業としました。

岡田議員(秘書)に委嘱状を手渡す

2月10日(木)、金沢市鞍月の岡田直樹金沢事務所を訪れ、森理事長より議員秘書の丹後智浩氏(写真左)に当会相談役の委嘱状を手渡しました。

期間は令和4年4月1日から同6年3月31日。



建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会加盟へ

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会(事務局担当:国土交通省不動産・建設経済局)は、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用・普及を通じて労務費及び法定福利費の確保、建退協の適正履行確保と電子申請方式の普及促進、社会保険加入の徹底、一人親方対策など技能者の処遇改善を推進するためにこれまでの「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的に改組した組織で、令和3年12月20日(月)に第1回会議(WEB形式による)が開催されました。

この協議会は、建設業団体(80団体)、建設業関係団体(7団体)、発注者団体(16団体)、地方関係団体(4団体)、国土交通省、厚生労働省、学識経験者から構成されており、各団体は会員技能者の労務費・法定福利費の確保と社会保険加入推進等を目的としたアンケート調査により現状を把握し、対策を講じるなどして技能者の処遇改善を図るものです。

昨年12月に国土交通省より当会に対して協議会参加の推奨があったことから、先般加入の申請を行いました。国土交通省の担当者からは協議会会長(蟹澤宏剛:芝浦工業大学教授)の了承を得ており、次回の会議において承認される旨の報告を受けています。

(Q7) 建設業許可要件には「請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと」とありますが、具体的にはどのような場合に前述のようなおそれがあるとされてしまうのでしょうか？

(A7) 建設工事は契約を締結してから工事を完了するまでに長い期間を要することがあるため、発注者と受注者の間に信頼関係を構築できていることが必要となります。そのため、対象者(※1)が建築士法・宅地建物取引業法等の規定により不正な行為(※2)や不誠実な行為(※3)を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その処分の日から5年を経過していない場合には許可をしてはならないことになっています。

(※1) 対象者(申請者が法人の場合)

- ・法人自身
- ・役員等(非常勤を含む)
- ・支配人、支店長、営業所長など

(※1) 対象者(申請者が個人の場合)

- ・事業主本人
- ・支配人、支店長、営業所長など

(※2) 不正な行為とは

- ・請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為のことをいいます。

(※3) 不誠実な行為とは

- ・工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為のことをいいます。

(Q8) 建設業許可要件には「請負契約を履行するに足りる財産的基礎を有していること」とありますが、具体的には財産の状況がどのような形であれば良いのでしょうか？

(A8) 建設工事を行うには、資材の購入や労働者の確保、営業活動などを行うために一定の資金が必要になります。そのため、建設業の許可を受けようとしている者は財産的な基礎を有していることが必要とされています。

財産的基礎として、具体的には以下に該当している必要があります。

<一般建設業の場合>

※次のいずれかに該当すること

- (1) 自己資本が500万円以上であること
- (2) 500万円以上の資金調達能力を有すること
- (3) 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること

<特定建設業の場合>

※以下のすべてに該当すること

- (1) 欠損の額が資本金の20%を超えていないこと
- (2) 流動比率が75%以上であること
- (3) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

外国人技能者支援事業 4月より事業開始

「建設分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。」とする趣旨・目的のもと、建設業11職種について、特定技能外国人の受入れが可能となり、中小規模事業者をはじめとする建設事業者は若い外国人技能者を受入れて人手不足を補うことができるようになりました。

特定技能外国人の受入れ企業は、特定技能外国人受入事業実施法人（一般社団法人建設技能人材機構：JAC）に直接又は間接的に加入する必要があります。全中連はJACの正会員ですから、会員事業者の皆さまはJACに間接的に加入していると認められます。

さらに、登録支援機関（※1）として実績評価の高い㈱ネクストイノベーション（※2）と業務提携を行い、ステイワーカー（※3）が提供する外国人総合支援サービスにより、特定技能外国人の紹介から、特定技能外国人を受入れる企業に対して各種の支援業務と公的手続をワンストップで提供できる体制を整えて、4月1日より事業を開始しています。

※1. 登録支援機関とは

特定所属機関（受入れ企業）からの委託を受け、特定技能外国人の活動を安定的、且つ、円滑に行うための在留期間における支援計画の作成、実施を行う機関のこと。

※2. ㈱ネクストイノベーションとは

外国人技能者の人材供給から雇用定着、生活支援までをトータルサポートする外国人材総合支援事業企業「ステイワーカー」を運営しています。㈱USEN-NEXT HOLDINGS（東証一部上場：9418）のグループ企業です。

※3. ステイワーカーとは

外国人技能者の紹介から受入企業が行う外国人技能者への支援義務のすべてをワンストップで提供する、外国人材採用支援サービスを全国で展開しています。

手続きの流れ

本事業を利用される事業所は、以下の手続きを行ってください。

1. 提出書類について

- ・外国人技能者支援事業利用申込書（書式 外技1-1）
- ・誓約書（書式 外技1-2） ※所属団体の証明が必要です。
- ・口座振替依頼書
- ・現在事項全部証明書（法人のみ）

※以上の書類を郵送にて全中連にお送りください。

2. 「会員証明書」の発行について

送られてきた書類の確認後「会員証明書」を発行し、事業所に直接郵送いたします。

3. 留意事項について

本事業を利用される方は、ホームページ<zenchuren-group.jp>に掲載している次の資料をご確認の上、お申し込みください。

- ・建設分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）
- ・特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範
- ・外国人技能者支援事業利用規約

受入企業がすべきこと

外国人技能者を受入れる企業がすべき主なものについては以下の通りです。

<受入前>

- ① 会員証明書を取得 ※全中連の会員証明書を取得する（JACに加入していることの証明書）
- ② 建設業許可を取得する
- ③ 建設キャリアアップシステムに登録する
- ④ 特定技能雇用契約に係る重要事項説明を行う
- ⑤ 特定技能雇用契約を締結する
- ⑥ 建設特定技能受入計画の認定申請（作成・申請）
- ⑦ 1号特定技能外国人支援計画の作成（在留資格変更許可申請又は在留資格認定証明書交付申請に必要）
- ⑧ 「在留資格変更許可申請」又は「在留資格認定証明書交付申請」の作成・申請

<受入後>

- ⑨ 受入報告書の作成・提出
- ⑩ 受入後講習の実施・受講と巡回指導の受入
- ⑪ 受入企業負担金を納める

※全中連と全国規模で対応する登録支援機関（㈱ネクストイノベーション）との業務提携により、受入企業が行うべき各種の支援業務と公的手続きをワンストップでご利用できます。

<受入企業負担金について>

受入企業は全中連を介してJACに下記の受入負担金を支払わなくてはなりません。

対象となる特定技能外国人の別	受入負担額（1人につき）
海外試験合格者 （指定の海外教育訓練を受ける場合）	20,000円/月（年240,000円）
海外試験合格者 （指定の海外教育訓練を受けない場合）	15,000円/月（年180,000円）
国内試験合格者	13,750円/月（年165,000円）
試験免除者	12,500円/月（年150,000円）

※受入負担金の詳細および特定技能外国人に関してご不明な点は、JACのホームページ <jac-skill.or.jp>でご確認ください。

※本事業の詳細については、事務局（TEL,03-5651-7301/担当：佐藤）までお問合せください。
また、当会のホームページ<zenchuren-group.jp>で詳解していますので、ご確認ください。

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事28職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様にご利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

(1) 火災、台風、作業ミス等()自然災害・人的災害、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
(4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート<事業者用プランと一人親方用プランがあります>

(1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 <事業者用プラン> 役員・個人事業主・正規従業員・臨時従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員(派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。 <一人親方プラン> 一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受付け中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受付けています(申込み締切り:毎月20日)。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局(TEL 03-5651-7301/担当:佐藤)までご連絡ください。
- 詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。

ケガ休業・病気入院をカバー 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険です。「ケガ休業プラン」と「ケガ休業プラン+病気入院プラン」がありますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を24時間補償（工作中・プライベート・地震も）

■ケガ休業プラン

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- 休業療養保険金 就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- 手術療養保険金 休業療養保険金が支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- 入院療養一時金 休業療養保険金が支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上になったときにお支払い
- 長期休業療養一時金 休業療養保険金が支払われる場合で、30日間連続して就業不可となり、31日目も就業不能が継続しているときにお支払い
- 死亡保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられたときにお支払い
- 後遺障害保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残ったときに、障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約：業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときに保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知（医師の診断）不要で加入できます

■病気入院プラン

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払いします。

※業務による症状補償特約：業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

事業所の福利厚生として、充実補償の**“ケガ休業+病気入院プラン”**を是非ご検討ください
病気入院プランのみの加入はできません。

■掛け金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約9%安くなっています）があります。

■申込みについて

- ・法人・個人いずれもご加入できます
- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業・病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。
- ・ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。
- ・中途加入も随時受付します（申込み締切り：毎月20日）。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301 / 担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



建設アスベスト法1月19日施行 厚労省

昨年6月9日の通常国会で成立した「建設アスベスト給付金法」（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）について、認定審査会関係や基金の設置関係の規定など一部の規定は昨年12月1日から施行されていますが、本政令により給付金の支給に関する規定などの全ての規定が本年1月19日より完全施行されています（厚生労働省労働基準局長基発0119第3号より）。

対象者並びに給付金等の主な内容、請求期限、相談窓口については本誌Vol.7の4・5頁に記載されておりますのでご覧ください（全中連ホームページにて閲覧できます）。

建築物石綿含有建材調査者講習について

建築物等の解体または改修の作業を行うときには対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられています（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は本講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお施行は令和5年10月1日ですが、施行日までに調査者を確保しておく必要があります。

■建設業労働災害防止協会(建災防)が実施する講習について

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習（一般建築物）
戸建て等を含むすべての建築物
- ② 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）
戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む）の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。

■主な受講資格

- ① 石綿作業主任者技能講習修了者
- ② 大学において建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- ③ 短期大学において建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- ④ 高等学校または中等教育学校において建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- ⑤ 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- ⑥ 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

注)受講資格はこの他にも規定されています。詳細は建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

■お問合せ先

建災防では各支部で本講習を開催します。日程は順次ホームページ<kensaibou.or.jp>で公開されますので、ご確認ください。

令和5年10月1日から
消費税の仕入税額控除の方式として
「**適格請求書等保存方式**」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

事業者のみなさまへ

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

国税庁

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】
登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと
手続きがスムーズです。

インボイス制度について

専用ダイヤル [フリーダイヤル] 0120-205-553
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

